



【資料3】

広 行 業 第 1 2 7 号

令和6年11月11日

湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会

会長 金谷 健 様

湖北広域行政事務センター

管理者 松居 雅人



湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画の見直しについて（諮問）

湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会設置条例第2条第1項に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

諮問内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条において、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」と定められており、策定した計画は、概ね5年ごとに改定することとされています。

現計画は、貴審議会からの答申を踏まえ令和2年1月に改定したもので、現在、長浜市木尾町地先で建設事業を進めている汚泥再生処理センター（令和7年10月供用開始）、熱回収施設・リサイクル施設（令和10年4月供用開始）の施設規模算定の基礎となる一般廃棄物の処理見込量をはじめ、資源ごみのプラスチック製容器包装と発泡スチロールの分別区分を可燃ごみとし、新たに整備する熱回収施設においてサーマルリサイクルへ変更することを計画で定めています。

このたび、改定から5年を迎えるにあたり、現計画で設定しているごみ減量目標への進捗状況を踏まえつつ、一般廃棄物の減量に係る施策及び目標値の見直しにつきまして、貴審議会にご審議をお願いしたく諮問させていただくものです。